

特定医療費（指定難病）受給者証 更新手続きのご案内

受付期限は、令和8年7月31日(金)までです。

提出書類について ★印は同封している書類です。

全員必要な書類

<input type="checkbox"/>	①	特定医療費（指定難病）支給認定申請書 ★ <ul style="list-style-type: none">・ 印字された内容は令和8年3月31日時点の情報です。 変更がある場合は、必ず追加・訂正・削除してください。・ 「特定医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日(※4.5)」の記載は不要です。・ 裏面もありますのでご確認ください。
<input type="checkbox"/>	②	臨床調査個人票 ★ <ul style="list-style-type: none">・ 主治医に記載を依頼してください。
<input type="checkbox"/>	③	住民票（世帯全部） 発行から3か月以内のもの <ul style="list-style-type: none">・ マイナンバーの記載は不要です ※受給者が健康保険の被扶養者で、被保険者が単身赴任等で他の住所地に住民登録している場合は、被保険者の住民票も必要です。
<input type="checkbox"/>	④	加入している公的医療保険が確認できる書類の写し <ul style="list-style-type: none">・ どなたのものが必要なのか、3ページをご確認ください。・ 健康保険証・マイナンバーカードのコピーは不可
<input type="checkbox"/>	⑤	令和8年度の市町村民税の課税状況の確認書類 <ul style="list-style-type: none">・ いずれかの書類をご提出ください。どなたのものが必要なのか、3ページをご確認ください。○市民税・県民税（所得・課税）証明書 （令和8年1月1日時点で住民登録していた市区町村での交付となります。） ※秋田市では6月5日(金)から各窓口、マイナンバーカードを使用してコンビニで取得できます。○給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書(写し)○市・県民税納税通知書(写し) ※納税証明書、源泉徴収票などは対象外です。
<input type="checkbox"/>	⑥	特定医療費（指定難病）受給者証の写し
<input type="checkbox"/>	⑦	支給認定基準世帯員記載用紙 ★ <ul style="list-style-type: none">・ 受給者と同じ公的医療保険に加入しているかたの氏名等を記入してください。・ 今年度は個人番号(マイナンバー)の記載は不要です。・ 市町村民税非課税のかたは、令和7年1～12月の障害年金または遺族年金等の受給の有無、受給額を記載してください。

提出もれが多いため、
必ずご確認ください

全員必要な書類

⑧ 自己負担上限額管理票の写し(申請月を含む直近12か月分)

【管理票の提出範囲】

6/1~6/30に提出する場合→令和7年7月~令和8年6月分まで
 7/1~7/31に提出する場合 →令和7年8月~令和8年7月分まで

◎ご提出いただいた管理票を確認いたします。また、すでに「軽症者特例」または「高額かつ長期」に該当するかたは必ずご提出ください。

受給者証		円	階層区分	
負担	人工呼吸器等装着	高額かつ長期	該当	軽症者特例
受診者と同じ世帯内にいる指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費助成の受給者				
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで			
令和 年 月 日 交付				
秋田県知事				

現在お持ちの受給者証下部に「該当」と記載がある方が対象となります。受給者証をご確認ください！

<軽症者特例とは>

重症度基準を満たさないものの、申請月を含む直近12か月以内に医療費総額(10割)33,330円を超える月が3回以上あるかたに、受給者証が交付される特例です。

<高額かつ長期とは>

特定医療費(指定難病)受給者証の階層区分がC1、C2またはDに該当し、申請月を含む直近12か月以内に、医療費総額(10割)5万円を超える月が6回以上あるかたは、自己負担上限額が軽減されます。

自己負担上限額管理票				
令和 年 月分 自己負担上限額管理票				
受診者名	受給者番号			
月間自己負担上限額				
日付	指定医療機関名	医療費総額(10割分)	自己負担額	自己負担の累積額(月額)
月 日				
月 日				
月 日				

自己負担上限額管理票のマルで囲んだ部分を合計すると、毎月の医療費総額が分かります。

該当者のみ必要な書類

(※「世帯」とは、受給者と同じ医療保険に加入しているかたのことを言います。)

⑨ 世帯(※)内に特定医療費(指定難病)受給者証や小児慢性特定疾病医療受給者証お持ちのかたがいる場合は、その受給者証および公的医療保険の確認書類の写し

⑩ 障害年金、遺族年金等の受給額が分かる書類

・市町村民税非課税の世帯(※)で、受給者が障害年金や遺族年金等を受給している場合は、令和7年1月~12月の受給額がわかるもの(通知書の写し等)をご提出ください。

公的医療保険が確認できるものについて

R6年12月2日の新規健康保険証の発行終了に伴い、次の①～③のいずれかの書類の提出が必要です。(詳細は同封している緑の用紙をご確認ください。)

- ①資格情報のお知らせの写し(医療保険の保険者から、マイナ保険証保有者または加入者全員に交付されています)
 - ②資格確認書の写し(医療保険の保険者からマイナ保険証未保有者を対象に交付されています)
 - ③マイナポータルから確認できる「資格情報画面(PDF)」をプリントアウトしたもの
- ※いずれもお手元に無い場合は、加入されている保険者にご確認ください。

※健康保険証・マイナンバーカードのコピーは不可です。

公的医療保険と課税状況の確認書類について

公的医療保険が確認できるもの(下記参照)と課税状況の確認書類は、受診者が加入している公的医療保険の種類によって提出していただく範囲が異なります。

どなたのものが必要か ご確認ください		公的医療保険が確認できる 書類の提出が不要な場合	課税状況の確認書類 の提出が不要な場合 (中学生以下不要)
受給者が 公的医療保険 に加入している	・国民健康保険(秋田市国保) → ・後期高齢者医療制度 の場合 →	同じ住民票上で、同じ公的医療保険の加入者全員	同じ住民票上で、同じ公的医療保険の加入者全員
	・被用者保険(社会保険)の場合 → 例：全国健康保険協会○○支部 ○○共済組合 ○○健康保険組合 など	・受診者が被保険者の場合 → 受診者 ・受診者が被扶養者の場合 → 受診者と被保険者	・受診者が被保険者の場合 → 受診者の分 ・受診者が被扶養者の場合 → 被保険者の分 ※被保険者が非課税の場合は、受診者の証明書も必要となります。
	・国民健康保険組合の場合 → 例：建設国保、医師国保 など	住所問わず、同じ国民健康保険組合の(記号・番号が同じ)かた	住所問わず、同じ国民健康保険組合の(記号・番号が同じ)かた
	・生活保護受給者の場合 →	「生活保護受給証明書」が必要です。※医療のしおり不可。課税状況の確認書類の提出は不要です。また、公的医療保険の確認書類をお持ちの場合は併せてご提出ください。	

- ・提出していただいた書類で、扶養関係や所得が確認できない場合は、お問い合わせをしたり、他の書類の提出をお願いすることがあります。

注意事項

※必ずお読みください

～提出時の注意点～

- 提出期限をお守りください。(提出期限:令和8年7月31日(金)まで)
- 書類の添付漏れや記入漏れがないか、よくご確認ください。
特に、公的医療保険が確認できる書類と課税状況の確認書類の添付漏れが多いです。
- 住民票、所得・課税証明書は、マイナンバーカードを使用し、コンビニで取得できますのでご利用ください。 ※コンビニで取ると手数料が窓口より100円安くなります！
- 更新時期は保健所窓口が大変混み合います。スムーズに手続きを行うために**郵送**での申請にご協力いただきますようお願い申し上げます。書類が全て揃ったかたは同封の返信用封筒へ、必要な分の切手を貼って投函してください。
- 保健所の窓口で手続きを行う場合は、時間に余裕を持って来所してください。

<保健所住所> 〒010-0976 秋田市八橋南一丁目8番3号
秋田市保健所健康管理課 感染症・難病担当
1階 4番窓口 (開所時間 平日 8:30～17:15)
TEL 018-827-5250

～審査に関する注意点～

- 受付から約2～3か月後に、郵送で結果が届きます。
審査の状況によっては、それ以上かかる場合もあります。
その場合受給者証の交付が10月以降となる場合もございますのでご了承ください。
- 審査の結果、重症度基準に満たないかたや軽症者特例に該当しないと判断されたかたは、不承認となります。

公的医療保険の確認書類や受給者証等のコピーについて(お願い)

公的医療保険の確認書類や特定医療費(指定難病)受給者証など写しをご提出していただく書類について、可能な限り**A4サイズ(申請書と同じ大きさ)**でコピーをお取りください。
用紙1枚に複数の書類をコピーしても構いません。

※マイナンバーカードの写しの提出は不要です！